

景観届出制度における眺望点の指定について

1 経過（※長野県資料より抜粋）

太陽光発電施設等の建設に対する周辺住民等からの問合せ事例が増加。景観法および県景観条例に基づく届出制度について、景観に対する影響予測として眺望点を用いた手法を追加。（令和元年度）

・景観影響行為に関して、①県が指定した眺望点からのシミュレーション（完成予想図）、②眺望点関係者や住民への説明の概要及び意見に対する配慮・見解を届出添付書類として追加。

（信州ふるさとの見える(丘)は、全 63 箇所を眺望点に指定）

・太陽光発電施設計画時の「景観配慮事項」を公表し、景観配慮事項について事業者が計画上配慮した内容を提出書類として追加。

2 眺望点について

(1) 指定による効果

- ・当該行為の影響度合いが可視化されるため、より実効性のある指導が可能となる。
- ・県又は市町村として、当該地域の景観保全に対するメッセージの発信につながる。

(2) 眺望点の指定の流れについて

- ・市町村長からの眺望点の指定申請（建設事務所長経由）を受け、景観審議会の意見聴取
- ・景観審議会で意見なしの旨確認後指定。速やかに県ホームページに眺望点の情報を公開

(3) 指定実績

- ・令和 4 年度に 5 市町村 13 箇所を新たに指定、計 148 箇所が指定済
- ・令和 5 年度 4 市 12 箇所（安曇野市 7 箇所、茅野市・伊那市・須坂市）指定

3 安曇野市として

・現状指定のみであり、今後眺望点をどのように活用していくかは検討を行っていく。

※ 安曇野市景観条例には指定された眺望点について記載はないが、眺望に関する配慮事項として追加説明することは現状でも可能。

※ 太陽光条例により、太陽光発電施設等の規制があるため、担当部局と調整が必要。

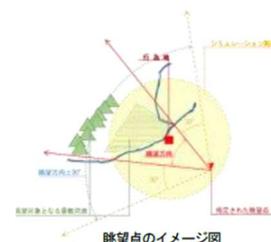
※ 他市町村
 【景観条例・規則】長野県・飯田市・諏訪市・須坂市・飯綱町・白馬村
 【屋外広告物条例】長野市
 【太陽光等条例】松川町

<眺望点とは>

眺望点とは、地域にとって重要な景観を眺望できると知事が認める地点と定義

<眺望点の指定要件>（※次の要件を全て満たすこと）

- ① 不特定多数の者が利用することができること
- ② 地域にとって重要な景観資源を眺望できること
- ③ 眺望点を管理する者が明確であり、適正な管理が行われている、又は行われることが確実であること



安曇野市眺望点詳細

| | | | | | |
|---|----|-------------------------|----|----------------------------|--------------|
| ① | 区域 | 長峰山 | 位置 | 長峰山休憩展望台 | R5 年度 指定 |
| | 方向 | 安曇平を望む方向から北アルプスの山並み | | | |
| ② | 区域 | 安曇野市役所 | 位置 | 展望デッキ | |
| | 方向 | 北アルプスの山並み、安曇野市役所周辺の町並み | | | |
| ③ | 区域 | 拾ヶ堰じてんしゃひろば | 位置 | 安曇野市三郷明盛 平成橋付近 | |
| | 方向 | 拾ヶ堰から望む里山、屋敷林、北アルプスの山並み | | | |
| ④ | 区域 | 等々力地区 | 位置 | 安曇野市穂高 等々力橋付近 | |
| | 方向 | 田園風景、北アルプスの山並み | | | |
| ⑤ | 区域 | 早春賦歌碑公園 | 位置 | 安曇野市穂高 早春賦歌碑公園付近 | |
| | 方向 | わさび田から望む北アルプスの山並み | | | |
| ⑥ | 区域 | 道の駅 アルプス安曇野ほりがねの里 | 位置 | 道の駅 南側道路沿 | |
| | 方向 | 北アルプスの山並み、田園風景、屋敷林 | | | |
| ⑦ | 区域 | 国営アルプスあづみの公園 | 位置 | 国営アルプスあづみの公園 堀金口手前休憩ベンチ | |
| | 方向 | 田園風景、屋敷林 | | | |
| ⑧ | 区域 | 室山アグリパーク展望広場 | 位置 | 展望広場 | R1 年度 指定済 |
| | 方向 | 武石峰から塩尻峠まで | | | |

安曇野市眺望点一覧

